

## [事案 2024-188] 告知義務違反解除無効請求

・令和7年12月10日 裁定打切り

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年8月に脳出血により言語機能障害および右片麻痺の後遺障害が残存することとなったため、同年3月に契約した収入保障保険にもとづき、保険金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を無効として保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、告知書にもとづき、自分に告知義務違反があると主張するが、保険会社から提出された告知書（告知書①）に記載された署名と自分が記入した告知書（告知書②）に記載された署名は、明らかに異なる部分が見受けられる。また、告知書①における告知日は、令和2年2月25日であるが、自分は、同月24日から28日までの間、東京出張に赴いており、同月25日に医師を訪問して診査を受けることはできない。さらに、告知書①に記載された身長と自分の身長は約10cm相違している。このことから、告知書①は、自分と対面で検診して作成されたものではないことが容易に推認できる。
- (2) 告知の際、募集人は、自身の携帯電話を用いて医師と目される者に架電して、通電したところで自分に電話を替わり、電話相手から質問を受けた事項について、通院状況や処方されている薬等を回答した。当該電話が終話した後、募集人は、「今電話で告知してもらった内容をお医者さんに記入してもらい、保険会社に提出しておきますね」等と告げ、告知書②などを持ち帰った。
- (3) 告知書①は、申立人がその作成に関与しておらず、また、事実経過を踏まえれば、これを作成して保険会社に提出したのは募集人であることは明らかであるから、募集人の当該行為は保険法55条2項2号の告知妨害に該当し、保険会社は、本契約を解除することができない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、いわゆる有診査保険であるため、告知書は、診査医の診査を受けた後、医師と面談した上で作成することとなった。
- (2) 本契約がいわゆる有診査保険であることは、タブレット上に明記されるため、申立人も認識していたはずである。また、告知書（医師扱）の書面上にも、告知事項は「受診者（＝被保険者）が診査医の面前で自署・ご記入ください」と太字で明記されているため、申立人は、本契約が、電話で医師の聴取を受けることだけで告知の手続を済ませることはできない契約であることが認識できたはずである。
- (3) 診査を担当した医師によれば、診査に当たり、本契約の被保険者となる者が申立人本人であることを運転免許証またはパスポートの提示を受けて確認したとのことである。通常、運転免許証ないしパスポートは申立人本人のみが所持するものであるため、当時、医師が、申立人本人であることを適切に確認した上で診査をしていたことは明らかであり、申立人

は、令和2年2月25日に医師と面談し診査を受けたはずである。

- (4)申立人は、告知日前の平成31年2月に内科クリニックを受診し、同年3月に検査を受け、大腸ポリープの診断で再受診を指示されていたが、その後受診していなかった。また、申立人は、令和元年8月より、循環器内科で高血圧症および閉塞性動脈硬化症に対し投薬治療を定期的に継続して受けており、告知日前3か月以内では、令和2年11月、同年12月にも受診していた。更に、申立人は、令和元年7月に、脳神経外科クリニックで内耳性めまいの診断で投薬治療を14日分受けるとともに、同月に、両メニエール病で耳鼻咽喉科クリニックを受診し、令和2年3月まで定期的に受診し、投薬治療を受けていた。これらの事実は、告知書で告知を求められていた事実であるが、申立人は、診査の際、告知書の質問事項に対して、共に「いいえ」と告知しており、事実でない告知をしている。

#### <裁定の概要>

##### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

##### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)本件について適切な判断をするためには、必要に応じて筆跡鑑定・文書送付嘱託・文書提出命令等の手続を行うほか、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、医師を含む証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を行うなどして慎重な事実確認および法的な検討をすべきであると考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳密な証拠調べ手続は設けられていない。